

令和6年度第3回定期理事会議事録

1 日 時

令和7年3月14日（金）午前10時00分から午前11時00分まで

2 場 所

小平市美園町一丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 出席者

理事：関口徹夫（代表理事・議長）、余語聰、栗山丈弘、玉置善己

監事：菱山園子、村上哲弥

(2) 欠席者

理事：剣持庸一

(3) 事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長兼管理担当係長、関口事業担当係長、

師岡ふるさと村担当係長、新井総務担当係長、永瀬総務担当主任

4 議 題

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画について」

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団寄附金取扱規程の制定について」

第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正について」

第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正について」

第6号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正について」

第7号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和6年度第3回評議員会の招集について」

5 定足数の確認

理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者4名という報告があり、公益財団法人小平市文化振興財団定款（以下、定款という。）第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

6 議事の経過の要領及びその結果

午前10時00分、定款第34条の規定に基づき、関口代表理事が議長となり開会を宣言した。

(1) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画について」

新井事業課長兼管理担当係長（以下、新井事業課長という。）より、第1号議案について、資料（公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度事業計画）に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(2) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」

首藤事務局長兼総務課長（以下、首藤事務局長という。）より、第2号議案について、資料

(公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込み)に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(3) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団寄附金取扱規程の制定について」

首藤事務局長より、第3号議案について、資料(公益財団法人小平市文化振興財団寄附金取扱規程)に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(4) 第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正について」

首藤事務局長より、第4号議案について、資料(公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正 新旧対照表)に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(5) 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正について」

首藤事務局長より、第5号議案について、資料(公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表)に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(6) 第6号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正について」

首藤事務局長より、第6号議案について、資料(公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表)に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(7) 第7号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和6年度第3回評議員会の招集について」

首藤事務局長より、第7号議案について説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

7 報告事項

(1) 要綱の制定および一部改正について

(2) 特定費用準備資金の保有について

(3) 理事の辞任および事務局の人事異動について

以上で議事を終了し、閉会した。

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名：総務課総務担当主任 永瀬泰史

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名捺印する。なお、軽易な文言の修正は代表理事に委任する。

令和 年 月 日

代表理事 (議長)

印

議事録署名監事

印

議事録署名監事

印